

項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めることにより当該採取場であった場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合においては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油石炭税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日翌日から起算するものとする。

一次第第一項の規定による申告書 書の提出期限 二 次第第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告)

第十三条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、毎月(採取場からの移出がない月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

二 第十条若しくは第十二条又は他の法律の規定による石油石炭税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

三 第一号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量から、前号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量を控除した量(以下この項において「課税標準数量」という)。

四 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものと含む)。

六 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

七 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から第五号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第四項の戻入れをした者は又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合においては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十四条 關稅法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納稅方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

3 第一条に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。)がその引取りに係る原油等に取れる原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を税關長に提出しなければならない。

4 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

5 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

6 その他参考となるべき事項

2 前項の国税府長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月(同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油石炭税を免除されるべき月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関に提出しなければならない。

一 その月中において採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

二 课税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(以下この項において「課税標準数量」という)。

四 第二号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 前項の国税府長官の承認を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関に提出しなければならない。

一 その月中において保税地域から引き取った原油及び石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(当該引取りに係る原油等を除く。)のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

二 课税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。)のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

四 第二号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税府長官は、その承認をしないことができる。

一 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるとき。

二 国税府長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十三条第一項、第十四条第一項（同条第三項の場合は、十年以下の懲役若しくは百万元以下の罰金に處し、又はこれを併科する。）又は第十五条第二項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

第六章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万元以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により石油石炭税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十二条第三項又は第四項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万元を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万元を超えた該石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

四 第一项第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万元以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

五 第十条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に處する。

六 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

七 第十四条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告をせず、又は偽つた者

五 第二十一条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿し代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科す。

附則

（昭和五五年三月三日法律第七号）抄

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附則

（昭和五六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、昭和五六年五月二七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附則

（昭和五九年四月一三日法律第一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附則

（昭和五九年九月一日法律第十七号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年九月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則

（昭和五九年四月一日法律第十六号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則

（昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則

（昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則

（昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科す。

附則 （昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附則

（昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条第二段、関税法第百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお從前例による。

附則 （昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附則

（昭和五九年四月一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する規定	同法第十一項第三項
石油ガス税法第二十四条第一項、物品税法第四十四項第一項、トランプ類税法第三十七項第一項、揮発油税法第二十七項第一項、地方道路税法第十一項	
入税税法第二十五条第一項、取引所税法第十六項	

附 則（昭和六十三年一月三〇日法律第二百四十九号）抄	
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
一及び二 略	三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日 イからホまで 略
条までの規定 へ 第六条及び附則第五十四条から第五十六条	（石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置）
第五十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。	（石油税法第十一条第三項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十条第三項各号に掲げる日まことに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定による改正後の石油税法（以下「新石油税法」という。）の課税標準及び税率とする。
2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて昭和六十四年四月一日にその採取場から移出された原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた原油、石油製品又はガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、新石油税法の課税標準及び税率とする。 及び税率とする。	（石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置）
輸入品に対する内国消 費税の徴収等に関する法律第十一条第一項 免除の規定	（石油税法第十一条第三項） 追徴の規定
輸入品に対する内国消 費税の徴収等に関する法律第十一条第一項 同法第十二条第四項	（石油税法第十一条第三項） 同法第十二条第四項

<p>する協定の実施に伴う 関税法等の臨時特例に 関する法律第七条（日 本国における国際連合 の軍隊の地位に関する 協定の実施に伴う所得 税法等の臨時特例に關 する法律第四条において 準用する場合を含む 。）</p> <p>日本国とアメリカ合衆 国との間の相互防衛援 助協定第六条</p>	<p>日本国とアメリカ合 衆国との間の相互防 衛援助協定の実施に 伴う関税法等の臨時 特例に関する法律第 四条において準用す る場合を含む。）</p> <p>日本国とアメリカ合 衆国との間の相互防 衛援助協定の実施に 伴う関税法等の臨時 特例に関する法律第 一百二十一号）第二条 第一項</p>
<p>（石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措 置）</p> <p>（施行期日）</p> <p>抄</p>	<p>（石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措 置）</p> <p>（施行期日）</p> <p>抄</p>

百十三条の二」を「百第十三条の二」(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)、百第十三条の三」に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

**附 則 (平成一三年三月三一日法律第二
一號) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イからへまで 略

炭化水素を、原油若しくはガス状炭化水素の採
取場に戻し入れ、又は移入した場合において、
同日以後にこれらの原油若しくはガス状炭化水
素につき石油石炭税法第十二条第一項又は第二
項の規定による控除を受けるときは、これらの
規定中「石油石炭税額（延滞税、過少申告加算
税及び無申告加算税）の額を除くものとし、当該
石油石炭税額」とあるのは、「石油税額（延滞
税、過少申告加算税及び無申告加算税）の額を除
くものとし、当該石油税額」として、これらの
規定を適用する。

(当該相続に係る被相続人が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときについては、その承認を受ける場所)の所在地を轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

前項の規定は、法人が合併により石炭の採業を承継した場合について準用する。この場において、同項中「当該相続人」とあるのと、「当該合併後存続する法人又は当該合併によ設立した法人」と、「当該相続に係る被相続」とあるのは、「当該合併により消滅した法人

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
イからヌまで 略
ル 第十一條の規定
(罰則に関する経過措置)
第一百四十六条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条における同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十条 旧石油税法第十九条の規定により提供された担保は、石油石炭税法第十九条の規定により提供された担保とみなす。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

第五十一条 この法律の施行の際現に石炭の採取をしている者は、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場(第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

施行日前から引き続いて石炭の採取の委託をしている者で、第九条の規定による改正後の石油税法第六条第一項の規定により石炭を採取したものとみなされる者は、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委

項の規定にかかるわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から平成十五年八月三十一日までの間に相続があつた場合において、当該相続により石炭の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第四項の規定による申告については、その石炭の採取場ごとに、当該相続のあつた日から平成十五年九月三十日までの間に、その旨を書面で当該石炭の採取場

（石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過
に対する同項の罰金刑を科する。
第五十二条 第九条の規定の施行前にした行為
及びこの附則の規定によりなお従前の例による
ととされる石油税に係る同条の規定の施行後
した行為に対する罰則の適用については、な
従前の例による。
(政令への委任)
第一百三十六条 附則第二条から前条までに定め
もののほか、この法律の施行に関し必要な経
措置は、政令で定める。
**附 則 (平成二二年三月三一日法律第
号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日か
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は
当該各号に定める日から施行する。

施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十四号）の公布の日から施行する。

附 則　**（平成二十三年六月三〇日法律第八八二号抄）**

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

イ　から又まで　略

ル　第十二条中石油炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十六条第二項の改正

第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む）に規定する者で平成十五年九月三十日までに炭の採取を廃止し、又は石炭の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

第一項又は第二項の規定による申告を怠り又は偽つた者は、五万円以下の罰金又は科料処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関するして前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又はに対して同項の罰金刑を科する。

（石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過置）

第五十二条 第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によるととされる石油税に係る同条の規定の施行後した行為に対する罰則の適用については、な（政令への委任）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条
中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十
一条及び第十二条の規定 平成二十四年一月
一日

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一
二号) 抄

(施行期日)

二号 (施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八
二号) 抄

と、「当該相続に係る相続人」とあるのは、「該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。
第九条の規定による改正後の石油税法第二条第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び石油税

附 則（平成一三年三月三日法律第七百四十七條）この附則に規定するもののはかこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

放行日前が此の緑い一石炭の指耳の委託を

号抄

八九〇年五月

(政令への委任)
附則第二条から前条までに定め
もののほか、この法律の施行に関し必要な経
措置は、政令で定める。

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日
イからヌまで 各

第五十二条 第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるととされる石油税に係る同条の規定の施行後行った行為に対する罰則の適用については、な

年法律第百十四号の公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八
第一条 (施行期日)
二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。た

11
法人の代表者又は法人若しくは人の代理、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の
務又は財産に関して前項の違反行為をしたた
は、その行為者を罰するほか、その法人又は
に対して同項の罰金刑を科する。
(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過
置)

附 勅 令
（立 法 三 月 三 日 法 律 第 二
二 号） 抄
（施 行 期 日）

第二十六条第一項の規定は、第五項、第六項
及び第七項（前項において準用する場合を含む）
に規定する者で平成十五年九月三十日までに
炭の採取を廃止し、又は石炭の採取の委託を
しないこととなるものについては、それぞれ適
しない。

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条の規定による改正後の石油税法第二条第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び石油税

附 則 (平成二三年三月三一日法律第七)
号抄
(西暦明治)

と、「当該相続に係る相続人」とあるのは、「該合併後存続する法人又は当該合併により設して法人一と読み替えるものとする。

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(当該相続に係る被相続人が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときについては、その承認を受ける場所)の所在地を轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

前項の規定は、法人が合併により石炭の採業を承継した場合について準用する。この場において、同項中「当該相続人」とあるの「当該合併後存続する法人又は当該合併によ設立した法人」と、「当該相続に係る被相続」とあるのは「当該合併により消滅した法人

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
イからヌまで 略
ル 第十一條の規定
(罰則に関する経過措置)
第一百四十六条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条における同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。